

特集

お忘れなく

# 所得税・市県民税の申告はお早めに

例年、会場は大変混み合います。時間・期日に余裕を持ってお越しください。

- こんな場合は申告をここで掲げているものは、主な例です。
- ① 営業、農業、その他の事業所得がある
  - ② 家賃、地代などの所得がある
  - ③ 給与のほかに所得がある
  - ④ 2か所以上から給与を受け取っている

- ⑤ 生命保険の満期や解約などの所得がある
- ⑥ 株式などの配当所得がある
- ⑦ 所得税の源泉徴収をされていない日雇い賃金などを受け取っている
- ⑧ 土地、建物などの譲渡所得がある
- ⑨ 公的年金(厚生年金・国民年金・共済年金)などの所得があり、社会保険料などの控除を受ける

■申告はこらうで  
●期間 2月16日(火)～3月15日(月)(土(日)を除く)

〈刈谷税務署〉  
2月21日(月)・28日(月)も開設します。確定申告の還付申告は1月4日(月)から受け付けています。※2月21日・28日は、税金の納付はできません。

●時間 午前9時～午後5時

〈国税庁ウェブサイト〉  
国税庁ウェブサイト(https://www.nta.go.jp)の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書が作成できます。

●問い合わせ 刈谷税務署(☎21)6211

〈市役所申告相談会場〉  
確定申告書・市県民税申告書がすべて記入してある場合は、投かん箱に入れてください。確定申告書の場合、必要な資料の添付と控え(3枚目)の取り忘れがないようにお願いします。

●市役所で受け付けできない人 次の①～④の人は、刈谷税務署へ

- ① 営業所得、農業所得、不動産所得がある人
- ② 住宅借入金等特別控除を確定申告する人
- ③ 土地、家屋、株式などの譲渡所得、申告分離配当、先物取引による雑所得がある人
- ④ 贈与税、相続税、消費税の申告をする人

●時間 午前9時～午後4時

●相談方法 受付で申告に必要なものがそろっているか確認し、相談は受付番号順に受け取ります。2月16日(火)～26日(金)は税理士も申告相談を受け取ります。

※今年は、タッチパネルコーナーを設置しません。

〈出張申告相談会場〉



●内容 次の①②のいずれか小さい額を、個人住民税から控除

① 所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税において控除しきれなかった額

② 所得税の課税総所得金額の5%の額(9万7500円を上限)

●方法 確定申告が年末調整で、住宅ローン控除を申告 ※別途、市に申告をする必要はありません。

出張申告相談会場一覧

とき	ところ
2月2日(火)・3日(水)	北部公民館
2月4日(木)・5日(金)	南部公民館
2月9日(火)・10日(水)	桜井福祉センター ※公民館ではありません。

※いずれも午前9時～午後4時。

■申告書を発送します

昨年の状況に基づき、2月上旬に刈谷税務署から申告書を送付します。届かない場合は、同署管理運営部門(☎21)6211へ問い合わせください。

※平成20年分の確定申告を次の方法で提出した人には、確定申告書の送付はしません。

- ・電子申告(e-TAX)を利用した人
  - ・国税庁ウェブサイトでの確定申告書作成コーナーを利用した人
  - ・税務署の申告会場で、パソコンを利用して提出した人
  - ・その他の会場で、国税庁のソフトを使用して提出した人
- ※申告相談会場には、申告書を用意していません。

当金の支払通知書

そのほかに次のものが必要な場合もあります。

配偶者控除、配偶者特別控除を受けるが配偶者に収入がある ↓ 配偶者の所得金額がわかるもの(源泉徴収票など)

所得税が還付になる ↓ 還付先口座(申告者本人名義)の金融機関名、支店名、口座番号のわかるもの

■国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額証明書  
該当者には、市から直接送付します。

なお、年金から引き落とされている人は、源泉徴収票に納付額が記載されています。

※国民年金保険料の納付額証明書は、刈谷社会保険事務所(☎21)2159から送付されます。

●問い合わせ 国保年金課(☎71)2230

市県民税の主な改正点

- 住宅ローン控除の創設  
●対象 平成21年から平成25年までに入居した人のうち、所得

問▶市民税課(☎71)2214

■申告には何が必要?

- ① 申告書(事前に届いたものがある場合)
- ② 収入金額のわかるもの(源泉徴収票など)
- ③ 国民年金保険料の控除証明書
- ④ 生命保険・地震保険・損害保険の支払証明書
- ⑤ 社会保険料(国民健康保険税など)の納付額証明
- ⑥ 認め印
- ⑦ 昨年の申告書の控え
- ⑧ 上場株式等の配当等に係る配当所得を申告する場合は、配

■高齢者の障害者控除

障害者控除は、療育手帳や身体障害者手帳の交付を受けていなくても、65歳以上で要介護認定1～5の人は、社会福祉事務所から障害者控除対象認定書の交付を受ければ障害者控除の対象になります。

■おむつ代の医療費控除

おむつ代の医療費控除を申告するには、医師が発行したおむつ使用証明書と、おむつ代の領収書が必要です。

なお、要介護認定を受け、昨年も申告した人は、市発行の確認書で使用証明書にかえることができます。

- 申請 いずれも、介護保険証を持って社会福祉課へ。確認書、認定書は後日郵送 ※郵送まで1週間程度かかります。
- 問い合わせ 社会福祉課(☎71)2223

■既存の住宅ローン特別控除の改組

前記の住宅ローン控除の創設に伴い、住宅ローン控除(平成11年から平成18年までに入居し

た人が該当も同様の仕組みに変更となります。

●方法 確定申告が年末調整で、住宅ローン控除を申告 ※別途、市に申告をする必要はありません。

■上場株式等の配当所得の取り扱いについて

上場株式等の配当所得の課税方法は原則総合課税ですが、平成21年1月1日以降支払いを受けるものは、申告分離課税の選択ができるようになりました。申告分離課税を選択すると、配当控除を受けることができませんが、上場株式等の譲渡損失との損益通算や繰越控除を受けることができます。